

石井町・神山町・板野町広域斎場整備事業

事業者選定基準

令和 6 年 12 月

石 井 町

目次

1	事業者選定基準の位置づけ	3
2	審査の概要	3
	（1）審査の方法	3
	（2）審査の体制	3
	（3）審査の手順	4
3	審査基準	5
	（1）資格審査	5
	（2）提案審査	5

1 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準は、石井町（以下「町」という。）が、石井町・神山町・板野町広域斎場整備事業（以下「本事業」という。）の事業者を選定するにあたって、最も優れた提案を行った事業者を選定するための方法、手順、評価基準等を示したものである。

2 審査の概要

(1) 審査の方法

審査の方法は、応募者の備えるべき参加資格要件に関する「資格審査」と、応募者からの提案価格及び提案書の提案内容に関する「提案審査」による２段階で実施する。

資格審査は、本事業への参加表明を行った者の参加資格要件の適格性を審査するために行うものとする。

提案審査は、参加資格審査を通過した者を対象として、提案書の提案内容の評価（以下「定性的審査」という。）、提案価格の定量的な評価（以下「定量的審査」という。）により行い、定性的審査により定性的評価点を算出し、定量的審査により定量的評価点を算出する。

【定性的審査・定量的審査の配点】

提案審査の内容	配点
定性的審査	95
定量的審査	5

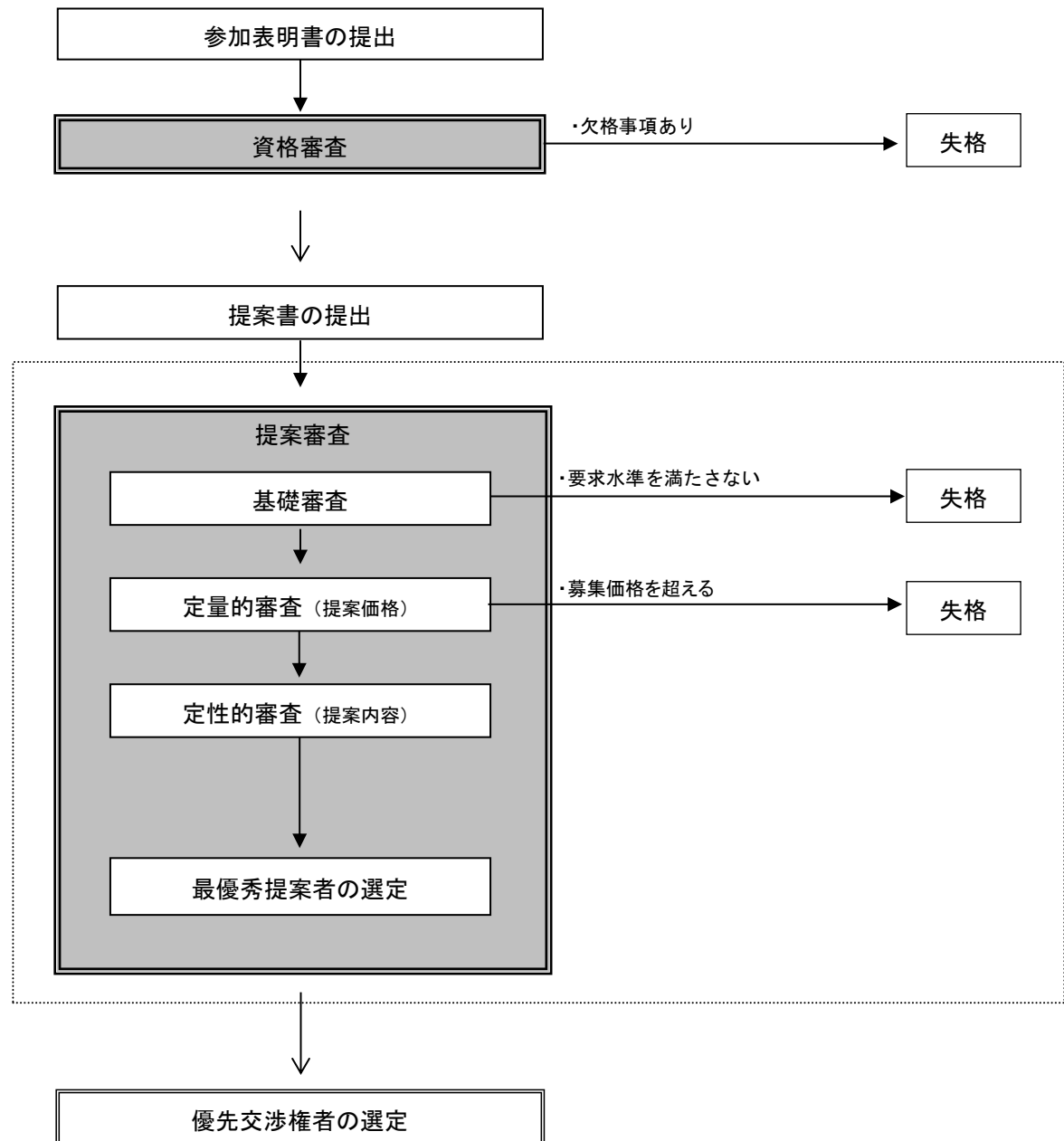
(2) 審査の体制

町は、本公募の実施に際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として石井町・神山町・板野町広域斎場整備事業・事業者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）を設置する。

選定委員会は、提案書について本事業者選定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。町は、この結果を踏まえ、本事業の優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するものとする。

(3) 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



3 審査基準

(1) 資格審査

募集要項において示す応募者の備えるべき参加資格について審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 基礎的事項の確認（基礎審査）

提案書に記載された内容が、町の要求する水準及び性能に適合していることを「要求水準書」及び様式 4-4「基礎的事項に関する確認書」に基づき確認する。提案書の内容に町の要求する水準及び性能を明らかに満たさない事項がある場合には失格とすることがある。

イ 提案内容の審査

提案書の内容について、次頁以降に示す審査項目ごとに、評価の視点に基づき評価を行う。定性的審査の評価点付与基準は、以下に示す5段階によるものとし、評価に従い各審査項目の配点に対応する係数を乗じて算出するものとする。

【定性的審査基準】

評価区分	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れている	配点×1.0
B	提案内容がやや優れている	配点×0.75
C	提案内容が標準的	配点×0.5
D	提案内容がやや劣っている	配点×0.25
E	提案内容が劣っている	配点×0

【定性的審査の審査項目、評価の視点と配点】

	審査項目	評価の視点	配点
(1)	実施体制	・確実に業務を遂行できる実施体制となっているか。 ・四国（徳島県、愛媛県、香川県、高知県のいずれかの県内）に本社又は支店もしくは営業所の機能を有している。	5
(2)	意匠性	・周辺の景観と調和した斎場にふさわしい意匠（デザイン）が提案されているか。 ・故人の新たな旅立ちの場として、厳粛性や静ひつ性のあ る効果的な空間構成、内装、仕上げ等となっているか。	15
(3)	動線計画	・利用者や職員の利便性・安全性への配慮が適切か。 ・スムーズな葬送が可能か。 ・プライバシーの確保に配慮されているか。	10
(4)	施工計画	・建設工事の実施段階における近隣環境対策が適切か。 ・施工時の安全対策等、適切な仮設計画となっているか。 ・適切な施工・工程計画となっているか。	5
(5)	災害対策	・浸水害が起こった際にも火葬業務を継続して実施できる工夫が提案されているか。 ・その他、大規模災害発生時等の緊急時に適切な対応が図られているか。	15
(6)	火葬炉設備	・火葬炉の環境対策として効果的な機能や設備が提案されているか。 ・火葬炉設備の機能を維持するための具体的かつ適切な定期修繕・更新計画が提案されているか。	20
(7)	地域貢献・環境配慮	・3 町（石井町、神山町、板野町）への具体的な経済効果（下請け発注率、発注項目 など） ・省エネルギー、CO₂削減等環境への配慮 ・ライフサイクルコストの低減（維持管理への配慮）	25
配点合計			95

ウ 定性的審査の要件

定性的評価点は、選定委員会の各委員の評価点の平均により算出することとし、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位まで算出するものとする。なお、審査点数が 50 点に満たない場合は失格とする。

エ 提案価格の確認

本事業に対する提案価格が募集価格を超えていないことを確認する。この提案価格が募集価格を超える場合は失格とする。

オ 定量的審査

定量的審査においては、以下に示す算定式により定量的評価点を算出する。

定量的審査の配点は5点を上限とし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。

【定量的評価点の算定式】

$$\text{価格評価点} = 5 \text{ 点} \times \{ \text{「応募者のうち最低の提案価格」} \div \text{「当該応募者の提案価格」} \}$$

カ 最優秀提案の選定・優先交渉権者の決定

選定委員会は、定性的評価点および定量的評価点の合計点により最優秀、および、次点の提案者を選定する。

町は、選定委員会の評価を受けて、優先交渉権者、および、次点交渉権者を決定する。